

令和7年2月20日

国土交通省関東地方整備局
営繕部 御中

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
関東支部

関東地方整備局営繕部との意見交換会要望事項等

【空調衛生工事業界に於ける課題と対応について】

貴局におかれましては、平素より当業界の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当業界の事業環境を巡っては、需要が極めて旺盛であり、人手不足と相まって、非常に多忙な状況が続いています。

担い手を確保・育成することは、建設業の最大かつ喫緊の課題です。長時間労働の是正、週休2日（4週8閉所）の確保や適正な賃金水準の確保等の処遇改善により働き方改革を強力に推進していかなければなりません。

しかしながら、これらを実現するためには、企業や業界団体の努力だけでは限界があり、関東地方整備局様をはじめ他の発注者のご理解ご協力が不可欠であります。

民間発注者を含め、建設業界が一体となった取組みが進み、将来に希望を抱ける魅力ある建設業とするために、更なるお力添えをよろしくお願い申し上げます。

【要望事項等】

1. 工事発注量の維持継続について

建設業の持続的・安定的な成長及び雇用機会の確保の観点からも、公共工事（施設・インフラ整備等）につきましては、継続的な発注量を確保していただきますようお願いいたします。

2. 直接（分離）発注維持継続のお願い

関東地方整備局営繕部及び営繕事務所ご発注の設備工事については、「直接（分離）発注」を原則として実施していただき、感謝申し上げます。

建築物の総合的な品質は設備工事の品質によっても大きく左右され、設備専門の技術を有する企業が、発注者様のニーズを直接把握し、責任をもって施工する「直接（分離）発注」こそ、高品質の建物確保に最適であると考えております。今後も「直接（分離）発注」の維持継続を強くお願いいたします。

しかしながら、独立行政法人・地方自治体等においては、設備系の技術者不足や、不調・不落対策等の理由により、一括発注での案件も散見されます。

「直接（分離）発注維持継続」のため、これらの団体に対して人的、技術的なサポート等を行って頂きますようお願いいたします。

併せて他の発注団体との情報交換等の機会に、「直接（分離）発注継続」実施の指導・助言等を引き続き強くお願いいたします。

3. 入札参加資格要件に関する要望

当業界では、若手入職者数の確保・育成、離職防止、高齢者の退職等による技術者・技能者の不足への対応が喫緊の課題となってきました。これらに関して、以下の3点について要望いたします。

①発注見通しの公表について

工事発注見通しの公表から公告までの期間を十分に確保していただき、企業及び配置予定技術者の入札参加資格実績条件並びに同種工事等の実績要件を、併せて公表していただきますようお願いいたします。これにより、技術者不足の中で、先を見通した入札参加計画及び技術者の配置計画を作成することが可能となり、企業の入札参加が促進されます。

②配置予定技術者の資格要件について

技術者の退職等により同種工事の実績保有者が非常に少なくなり、また、民間工事においてはゼネコン一括による発注が殆どであり、元請での施工実績を有する技術者の不足が懸念されています。

工事の受注から完成に至る過程においては、元請か下請かの形態に関わらず、発注者および建築・電気等の他職種関係者と現場全体の工程と自工程を考慮しながら、協議・調整を行っており、その業務内容については受注形態による違いはありません。

以上のことから配置予定技術者の施工実績要件は、元請施工実績だけではなく、下請施工実績も施工実績として認めていただきますようお願いいたします。

さらに、施工実績要件は、企業の施工実績のみとし、現場配置技術者については工事内容により、国家資格である「1級管工事施工管理技士」保有資格者であれば配置可能としていただきますようお願いいたします。

③主任技術者及び監理技術者の専任について

技術者・技能者の不足が一層顕著になってきており、公共工事の入札に参加できない事例も生じています。

令和6年12月より、監理技術者等が必要になる請負代金等を、請負金額4,500万円以上に上げていただきましたが、今後も、工事費高騰等の経済状況に応じて、適宜改正をお願いいたします。

4. 「働き方改革」に関する要望

長時間労働の削減や週休2日（4週8閉所）の確保等の働き方改革の着実な推進については、各企業の努力に加えて発注者の理解と協力が不可欠です。

働き方改革の推進にあたり、以下の4点について要望いたします。

① 適正な工期の確保について

発注時に週休2日（4週8閉所）の確保を十分に考慮した工期設定をお願いいたします。

また設備工事の工程は、建築工程の遅れ等の影響を大きく受け、そのしわ寄せが長時間労働の要因となっています。さらに、工程の遅れによる作業工程の変更に対応するための技能者の確保が非常に難しい状況にもなっています。工程管理への積極的な関与を引続きお願いいたします。

② 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）について

発注・竣工時期の分散・平準化により、人手不足が深刻な技術者・技能者を計画的に配置し、資機材を手配することが可能となるので、分散・平準化の取組みを一層推進していただきますようお願いいたします。

③ 予算への労務単価等の適正な反映について

技能者の新規入職者の増加や休日および適正な賃金の確保の観点から、予算への労務単価等の適正な反映をお願いいたします。

④民間発注者への要請について

建築工事は設備工事を含め、民間発注が占める割合が非常に高く、長時間労働の是正や週休二日（4週8閉所）の確保等の働き方改革を推進するためには、民間発注者の協力と理解が不可欠です。

民間発注者に対し、強い指導をお願いいたします。

5. 「生産性向上」に関する要望

生産性の向上は、働き方改革を推進するための重要な要素であり、以下の2点について要望いたします。

① 設計図書の精度向上について

設計図書において、関連工事との整合性が取れていない内容がいまだに多く見受けられ、設計内容の確認作業や、他工種との調整等、現場は多大な労力を強いられ、長時間労働とコスト増の大きな原因となっています。

設計図書のBIM化のさらなる確実な推進により、他業種との整合性が十分に取れた設計図書の作成および指導をしていただきますようお願いいたします。

特に改修工事では、設計図書と現場の状況に大きな相違がある場合があり、現場の状況が確実に反映された設計図書の作成及び作業時間等の施工に関する諸条件について、設計図書に明記するようお願いいたします。

②設計変更対応について

設計変更等の協議につきましては、早期に迅速な対応（ワンデーレスポンス等）をしていただきますようお願いいたします。

6. スライド条項に関する要望

資機材の価格高騰が続いており、まだまだ先の見通しがつかない状況が続いています。急激な価格高騰に対するスライド条項の適用に関し以下の要望をいたします。

①スライド条項について

スライド条項適用申請手続きの更なる簡素化、および実態に即した対応を推進していただきますようお願いいたします。

また、スライド条項の受注者負担率につきましては、残工事に対して掛か

ることになり、請求金額への影響が大きいため、撤廃をお願いいたします。

7. 各団体からの要望事項等

1) 協同組合 群馬県機械設備工業会

①空調衛生設備工事の調査業務の分離について

技術者や技能者の人手不足、資材高騰、また労働時間短縮の法制化等により、発注案件に対応できず不調・不落となる傾向は今後も拡大傾向にあると思われ
ます。このような現状を踏まえ、工事発注の適正化が計られつつありますが、
民間工事や地方自治体を中心に、発注時の設計・計画に現場・現状との大きな
齟齬が生じる場合が散見されます。

特に改修工事において、設計・計画段階での現地調査や計画の検討・協議が
不十分なため、不適切な工期設定、設計の全面的な見直し、過大な検討作業の
発生等の事例を目にします。ご存じのように建設業のなかでも、空調衛生設備
工事市場は改修工事が多くを占め、今後も増加傾向にあります。

そこで主に改修工事における計画・設計段階での設備の現地調査の分離発注
や設計施工発注等の施策のご検討をお願いします。

②空調衛生設備工事の現状アピールについて

全国各地で顕著となっている空調衛生設備工事業の技術者・技能者の人手不
足・高齢化は、建築や電気等の幅広い見識や経験が必要で育成・教育に時間と
手間がかかる特性も重なり、他の建設職種に比べ、より深刻で喫緊の問題とな
っていると認識しております。

一方、同じ国土交通省管轄の運送業のように、人手不足、運賃値上げ、運送
作業の遅延等の顧客や社会へのアピールや理解の浸透が進む中、空調衛生設備
工事業への理解度は、残念ながら遅々として進んでない状況にあると考えられ
ます。

そこで、より一層の官民にわたる業界を挙げてのキャンペーンやアピール等
の施策のご検討をお願いします。

2) 一般社団法人 東京空調衛生工業会

①週休2日の確保に伴う必要経費について

週休2日の確保に伴う必要経費(労務補正)につきましては、公共工事設計労
務単価の改正や経済状況を踏まえ、実態と乖離することがないようお願いいた
します。

②予定価格の算定について

適正な工期や資機材の価格高騰や人手不足等の社会経済情勢の変化を踏ま
え、入札時における適正な予定価格を算定していただきますよう、引続きお願

いたします。

8. その他

関東地方整備局営繕部におかれましては、毎年度6～8月にかけて各年度の「入札契約方針等の説明会」を開催していただき御礼申し上げます。

今後も引き続き実施していただきますようお願いいたします。

以 上